

豊田一雄 市政レポート

まじすな



市議として2期目の活動をさせていただきこととなり、既に1年が経過しました。今回は、昨年の12月議会、今年の3月議会の概要について報告します。

豊橋市議会議員 豊田一雄

※お知らせ

皆様との市政に関する情報交換の機会として市政懇談会を行います。お気軽にご参加ください。

・日時:6月9日(土)

19:00~20:30頃

・場所:東陽地区市民館

3月定例議会の概要 平成24年度予算について

平成24年度は、東日本大震災や海外景気の影響などにより、企業業績や雇用情勢が依然として厳しい状況にあり、歳入環境の改善が見込めない中、国からの普通交付税や財政調整基金(預貯金)の他、臨時財政対策債を始めとする市債(借入れ)の活用による財源確保に努めることとしています。歳出においても、総人件費の抑制、経費の見直し、事業の選択と重点化をはかるとしています。

事業内容としては、2年目となる第五次総合計画の実施に加えて、重点化事項として「教育の充実」「防災対策の強化」「福祉・健康・医療の充実」「産業振興と雇用の確保」「環境対策の推進」の五つを掲げてい

ます。

予算額としては、一般会計は1,157億円(前年より1.8%減)、特別会計は739億円(前年より6.7%増)、企業会計は483億円(前年より1.8%減)となりました。

目次:

3月定例議会の概要	1
予算委員会での発言	2
12月議会での一般質問	3
多米の地域情報 新政未来だより	4

3月定例議会で可決された主な新規条例

【快適なまちづくりを推進する条例】

路上喫煙、空き缶等のポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置防止に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、「530のまち豊橋」の名にふさわしい清潔で安全なまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的とする条例です。

条例は7月1日から施行されることとなります。その後、10月には駅前周辺などに路上喫煙禁止区域やポイ捨て禁止重点区域が設定されます。平成25年度からはこれら禁止区域での違反行為をした場合には、2万円以下の過料(金額未定)が科せられることとなります。

【穂の国とよはし芸術劇場条例】

現在、豊橋駅南に建設中の芸術文化交流施設(愛称「プラット」)に関する条例。舞台芸術を始めとする芸術文化の創造、発信及び交流の拠点としていくにあたり、その名称



530運動記念碑

を「穂の国とよはし芸術劇場」とし、指定管理者制度の導入、施設使用料等について規定するものです。

指定管理者については、公益財団法人豊橋

文化振興財団が指定されることになっており、この条例によりその業務内容が芸術劇場の事業として市長が定める事業の実施、使用の承認に関する業務などが定められました。穂の国とよはし芸術劇場は、平成25年5月にオープンが予定されており、オープン後の施設予約は豊橋文化振興財団が行うことになりますが、それまでの間は豊橋市役所文化市民部文化課が窓口となります。施設利用の予約は概ね一年前(3か月毎)からできることとなりますが、特に高度な芸術性が認められるもの等についてはさらに2カ月前からの先行予約が可能となっています。

【アイプラザ豊橋条例】

アイプラザ豊橋は従来愛知県の施設であり、来年の3月には豊橋市に移管されることになっています。市民の文化活動及び生涯学習活動の向上に資する施設とするため、その名称、指定管理者制度の導入、利用料金の限度額等について、この条例で定めました。

名称は引き続き「アイプラザ豊橋」となります。指定管理者については、5月下旬に公募の予定となっており、利用開始は来年の4月1日です。4月17日以後、豊橋市役所文化市民部文化課で来年4月~6月分の施設利用予約を受け付けています。



【総合動植物公園整備基金条例】

豊橋総合動植物公園の動物展示施設等の整備及び動物の確保を図るため、市民、企業からの寄附を受け入れる基金を設置するものです。基金の受け入れ時期及び窓口等については、6月1日号「広報とよはし」に掲載される予定です。総合動植物公園のホームページでも見られます。



豊田一雄 市政レポート 「きずな」 “豊かさを未来へ”

3月議会予算委員会での質疑

予算委員会における、豊田一雄が行った主な質疑の概要は以下の通りです。

★自然史博物館を総合動植物公園部に移管する件

【質問】自然史博物館は博物館法の規定に基づく自然史博物館条例の定めに従って設置されている。博物館法第19条では「公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。」と定めている。総合動植物公園部への移管はこの条文に抵触することはないのか。

【答弁】地方自治法第180条の7では、教育委員会はその権限に属する事務の一部を市長と協議をすることにより、市長の補助機関である職員に補助執行させることができるとされている。動物園の獣医師、飼育員

予算委員会では、平成24年度予算や条例案について質疑しました。3月議会最終日に行われた債権放棄の報告についても質疑しました。

が行ってきた教育普及活動や調査研究などを、今後は自然史博物館の学芸員とともに知識、情報、施設、標本等を共有しながら行うことで、今まで以上の活動ができるようになると考えている。

【まとめ】地方自治法では補助執行だけではなく、権限移譲を伴う委任もできるとなっている。統合効果を最大限に発揮するために、委任の必要性は引き続き検討を要する。

自然史博物館の持つ資源と動植物公園の資源を、相乗的に活かす新しいコンセプトを作り実践すれば、旭山動物園を上回る魅力を持つことも不可能ではないと考える。動植物公園の再整備構想の手直しということも検討すべき。

★新年度予算における総合計画のまちづくりの基本理念

【質問】豊橋市第五次総合計画はまちづくりの基本理念として「ともに生き、ともにつくる」を掲げて平成23年度からスタートしている。地域活動を担う人材の育成は、第五次総合計画の推進には極めて重要な課題であるはずだが、「地域コミュニティ推進事業費」は平成22年度1億4,400万円、23年度も24年度も1億4,400万円であり変わっていない。地域活動を担う人材育成をどのように行おうとしているのか。

【答弁】住民自治組織を運営していく地域リーダーを育成するためには、専門家などによる講習会などが効果的であると考える。さらに、日頃から地域と連携を密にすることで、会議などで中心的な役割を務め、市との情報共有を図ることができる人材を発掘していくことも可能ではないかと考える。その他、地域活動の担い手不足の原因のひとつになっている「負担感」を軽減するため、補助金や交付金など活動支援制度を含めた、行政と住民の役割分担を整理することが必要であると考える。

【まとめ】市民協同推進課ばかりでなくあらゆる部署の活動で、地域活動を担う人材の育成、発掘に取り組み、人材に関

する情報の共有を進めるなども必要。愛知大学地域政策学部との連携も考えるべき。

★中心市街地活性化社会実験

【質問】まちなかの賑わい創出に寄与する事業を検証するため、市と商業者が共同して展開する事業の中に、「おかえり切符の拡充」「公共駐車場料金の見直し」の二つが掲げられている。どのような考え方によるものであるのか。

【答弁】中心市街地への自家用車での来街者のために、より訪れやすく、少しでも長く滞在できるよう公共駐車場料金の見直しが求められており、また、鉄道やバスなどの公共交通での来街者のためにはお帰りキップの拡充や自転車の駐輪スペースの確保などが求められている。

今回の社会実験では歩行者天国の実施を中心に、自家用車や公共交通、自転車での中心市街地への来街環境を整える事業などを同時に実施することで、にぎわい創出に向けての相乗効果が期待できるものと考えている。

【まとめ】様々な交通手段の利用者への便宜を図るという考えは理解できる。しかしその結果、ま

ちに来る人達が用事を済ませたらさっさと帰ってしまい、ゆっくり食事をしたり、まちをそぞろ歩いたりすることがないとなれば、まちのにぎわいは失われかねない。公共駐車場の料金見直しは中心市街地活性化に対して、アクセルとブレーキを同時に踏むことになる恐れがある。

公共交通の活性化と自家用車による来街者の増加を両立させる方策としては、パーク＆ライドの充実ということも考えるべき。今後、税金の有効活用という意味からも十分検討していただくことを期待する。

★市民病院の余裕資金の活用について

【質問】市民病院の平成24年度末予定貸借対照表によれば、流動資産における現金預金が39億4千万円となっている。23年度末の予定額は30億5千万円であり、24年度中に約9億円が増加するということである。どのような事情で現金預金が9億円も増えることになるのか。

【答弁】24年度は、入院収益と外来収益を併せて6億6千4百万円の増額を予算計上していることから、24年度中に収納する現金も増加するものと見込んでいる。

支出では、24年度に支払予定の23年度未払い金が、給与や資産購入費などの減少に伴って抑制されることから、現金ベースでの支払資金の減少を見込んでおり、収支の状況を踏まえまして、24年度末には現金預金が約9億円増加するものと考えている。



【まとめ】資金に余裕ができたということであり、また、流動資産に計上されているということは銀行預金など短期の運用がなされているということだと思う。中期的な運用を行うこと、他会計への資金融通など、余裕資金の有効活用を積極的に考えるべき。

【本会議での報告事項に対する質疑(3月28日)】

★約5億700万円の債権放棄について

昨年4月1日から施行された「豊橋市債権管理条例」の第6条に基づき、昨年12月20日に放棄された債権について質疑する。債権放棄額合計約5億700万円の内、第6条の2号「消滅時効完成」によるものが、「住宅使用料」で550万円、「市民病院関係」で合計3億9,750万円、「水道料金」で270万円ある。どのような事情により、これ程の大きな金額になったのか。また今後、債権放棄額を減らす方策をどのように考えているのか。

【答弁】従来は徴収努力をしたにもかかわらずやむなく消滅時効

を迎えても、放棄の適否の判断が困難であったものが長期間にわたり累積した。債権管理条例で債権放棄の基準が定められたことによりこれらを放棄したことで、金額が大きくなった。

また、今回放棄した債権については、支払督促などの法的措置や保証人への対策などが不十分であったことから、本年度早々にその対策をマニュアル化し是正を図っている。このマニュアルに基づき、住宅使用料、診療費において、債権回収のため支払督促、即決和解を行い、なお納付が無い者に対し債権差押命令による給与差押も行っている。今後は、債権管理室と各部との連携を強化し、未接触者に対しての休日、夜間訪問の実施や、支払督促、公正証書などによる債務名義の取得を拡大するなど債権確保に努めて参りたい。

【まとめ】消滅時効による債権放棄額については、従来より縮減させること、生活困窮者への一定の配慮をしながら、悪質な滞納者には厳しく臨んでいただくことを期待し、注視していきたい。

12月議会での一般質問 (要旨)

★ 自律型プロフェッショナル職員の育成

本市では平成15年、人材育成基本方針を作成し、求められる職員像を「自律型プロフェッショナル職員」と位置付けた。具体的には、資格職種である専門職、エキスパートとしての専任職、幅広い分野の知識を持つ総合職の三つのコースを設けて、人材育成するという複線型人事を掲げてきた。そこで、以下の3点について認識をお伺いする。

1. 自律型プロフェッショナル職員育成実績の評価について
2. 今後、一層の職員の専門性の育成、マネジメント力の強化の必要性に関する認識について

【答弁】現在では、制度導入当初と比べ、一般行政職に占める専任職の割合は0.4%から3.0%へ、専門職は12.2%から15.1%へと高まってきた。それぞれの職員の持つ業務に精通した知識・経験や専門的な技術・能力を十分に発揮することで、職場において必要不可欠な存在となっており、組織に貢献できる人材の育成に寄与することができたものと考えている。

今後も引き続き、「人材確保」「能力開発」「人材活用」、そして「評価」という、人材育成のサイクルを効果的に運用することで、専門性の育成及びマネジメント能力の更なる向上に努めてまいりたい。

【まとめ】 自律型プロフェッショナル職員を育成するという制

度移行後7年も経過して、なぜ総合職が8割以上も必要なのか。人材育成の主要な手段の一つである人事異動についても、専任職、総合職に関わらず3～5年で明確な方針なく行われている。階層別の職員研修においても、マネージメントの軸となるような知識・技術が明確にされていない。

地方分権の進展に伴う厳しい地域間競争に勝利していくためにも、職員の能力の高度化と併せ、庁内組織のマネジメント力の強化が重大な意味を持つことになるはずである。人材育成の基本方針について、見直すべきは見直し、複線型人事の充実により自立型プロフェッショナル職員の育成に向け、戦略的に進めるべきだと考える。改めて真剣に取り組んでいただくことを期待する。

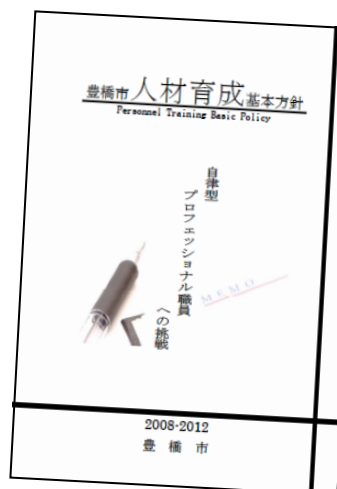
★行政評価制度の見直し

本市では平成12年度から、1.市民の視点に立った目的・成果志向型の行政執行への転換、2.職員の意識改革、政策形成能力の向上、3.わかりやすく透明性の高い行政運営の実現を目的として、行政評価制度を導入してきた。しかし、その問題点として、「作業負荷が過大であること」「政策、施策、事務事業・細事業といった3層構造での評価構造が複雑で理解しづらいこと」「目標指標を1施策に1つと限定したこと」から、一面的な評価しかできないこともある」など、過去の一般質問で指摘してきた。

平成22年9月議会では、制度を単純明快なものにすることで市民に分かりやすいものとするにより、行政への市民の関心を一層高めることができるのではないかとということも申し上げた。これに対し、第5次豊橋市総合計画の作成に合わせ、行政評価のあり方についても見直しを進めていき

議会での発言については、下記のホームページに詳細な記録をアップしています。

<http://toyo.pbeins.net/cc.html>



い、という趣旨の答弁がなされている。既に23年4月には第5次総合計画もスタートしていることから、行政評価制度見直しの考え方と変更内容、及びスケジュールについて 伺う。

【答弁】行政評価システムの見直しは、こうした課題の解決を図り、より簡素で実効性が高く市民にとって分かりやすいものへとレベルアップを図るために行っている。

見直しに伴う変更内容は、評価の体系については、従前までの3層構造から政策評価と事業評価の2層構造へと簡素化を図ること、政策評価においては指標に基づく定量評価に加え定性分析を充実すること、事業評価では実績値の測定分析に加え改革改善を重視し予算編成及び行政改革との連携強化を図ることなどを中心として作業を進めている。

見直しのスケジュールは、本年度中に内容を固め評価要領や様式等を整え、24年度早々には運用を開始し、9月の平成23年度決算では新たなシステムに基づく評価結果をお示しする予定。

【まとめ】 簡潔な制度を目指し、24年度早々からの運用を目指していることは理解した。しかし、市民にとって理解しやすいものとする点については、さらに検討する必要がある。行政評価の第一の目的は、市民の期待にどれ程応えることができたかを示すことにあると考える。そういう意味では、行政側として自己に厳しく評価することが、市民に対して誠意として伝わることになるはず。庁内各職場がそれぞれに厳しく評価すると同時に、市の外郭団体への委託事業や補助事業についても厳しく評価することが求められていることを、しっかり認識していただきたい。



多米の地域情報

◆多米東町への路線バスが開通

4月1日、待望されていた多米東町方面への路線バスが開通しました。多米校区自治会や老人クラブが中心となった要望活動に対し、豊鉄バス㈱が飯村岩崎線の一部について終点を多米峠口(広畑公園横)とする延伸を行ったものです。多米峠口のほか新たに、民俗資料収蔵室前、多米東町二丁目、多米東町三丁目のバス停が新設されました。多米東町方面から医療センター、向山方面、豊橋駅方面への足として、地域の皆さんの積極的利用が期待されています。

平日の多米峠口の始発は5時51分、終発は16時44分。豊橋駅の始発は8時12分、終発は16時0分。この間、1時間に1本の運行となっています。豊橋駅からの所要時間は概ね30分で、料金は大人390円、子供200円。

出発式は、終点付近のバス待機場所となる三星運送㈱の敷地内で行われました。地元を中心に多くの出席者が集まり、東陽太鼓の威勢のいい演奏で盛り上がる中、テープカットが行われ試乗バスが出発。地元高齢者を中心に体験乗車が行われました。この日は開



通記念イベントとして、多米峠から葦毛湿原まで歩く「沿線トレッキング」も行われ、約200人が参加。ゴールでは歓迎する地元の皆さんにより甘酒がふるまわれました。

◆東三河環状線の牛川トンネル坑口周辺工事開始

東三河環状線は現在、多米西町で行き止まりとなっていますが、ここに牛川トンネルを作るための坑口周辺工事が、2月下旬から始まりました。今後、今年の年末までにはトンネルの本体工事が着工さ

れる予定となっています。

トンネルは多米側から鷹丘側に向けて上りこう配となることから、工事中の排水を考え多米側からの掘削となります。工事期間は約3年を要すると言われており、完成は

平成27年度以降の見込みです。赤岩口電停周辺の道路混雑緩和、石巻、豊川インター方面への交通の利便性向上が期待されています。



豊橋市議会会派 新政未来だより

新政未来は12月定例議会において、豊田一雄のほか6名が一般質問を行いました。3月定例議会では鈴木道夫会長が、[市政運営に対する市長の基本認識、及び成果と課題][平成24年度予算編成に対する市長の基本認識][東三河の広域連携に対する市長の基本認識]について代表質問を行ったほか、4名が一般質問を行いました。そのテーマについては、下記のホームページに掲載しています。

<http://www.geocities.jp/sigimirai/>

また、5月1日には執行部の改選を行い以下の体制となりました。

会長：田中敏一、副会長：坂柳泰光

政調会長：杉浦正和

副政調会長：松崎正尚、山本賢太郎

